

紀州藩における旅人病人継ぎ送り政策の展開

藤 本 清二郎

はじめに

日本近世の「行き倒れ」現象に関する研究は、主に交通史と都市史・非人身分史の両面から進んできた。筆者は後者の関心から一七・一八世紀の飢饉時に行き倒れ(飢渴人と死亡人)が生じ、乞食身分に編成されるか、施行救済の対象となる事実を検討してきた。^①一方、交通史の研究の内、行き倒れと村送りに関しては、内藤二郎氏の研究を^②嚆矢として、最近では紀州藩を取り上げた柴田純氏の研究がある。^③

柴田氏は紀州藩田辺領を中心に検討し、「近世のパスポート体制」を論じている。基底に交通史、旅行史の視点をおき、帳外・無宿をシステム執行の観点から、救済の対象外として無宿問題にも言及している。紀州藩に限れば、政策展開の大筋は見えるが、元禄期、明和・天明期の政策展開が必ずしも判然としない。本稿ではこの点を検討する。なお帳外・無宿を救済対象外とするのは妥当な見解であるが、この区分だけでは、移動を伴う当該社会の困難

の諸相、貧困の社会構造が充分に見えない嫌いがある。

本稿で述べるアウトラインは茂木陽一氏がすでに共同研究会(筆者も参加)で「紀州藩勢州領における旅病人・行倒人の取扱」、「元禄二年、宿送・村送の原則禁止。安永八年、幕府の明和令のなし崩し的承認。宿送・村送禁止原則の撤回」という筋で提示されている⁴⁾。同氏が提示した紀州藩勢州領の論点を紀州藩全体の問題として捉え直すことを試みたい。

すなわち本稿の直接的な目的は、幕府法を視野に入れて、「旅病人」取扱に関する勢州領の法事実を、紀州藩全体の事実として確定することである。焦点は、①元禄二年(一六八九)五月の幕令の受け容れ過程、②幕府明和四年(一七七七)令の受け容れ過程(安永八年(一七七九)藩触れの意義)の検討にある。本稿では、柴田氏の成果、茂木氏の問題提起を踏まえ、紀州藩の法整備に関して確定的な内容を提示し、その意義を検討する。貧困問題への言及は別に稿を改めて論じる予定である。

本稿では、一般に「行き倒れ」と総称される人々を次のように区別する。まず、日常生活において村や町で生活する人々が居住地を離れて移動している場合、それらの人々は、身分的には百姓・町人の一時的な姿として「旅人」と称され、扱われる。そしてその行路中の人々の内、罹病状態にある者を「旅病人」「旅人病人」と呼ぶ。「行倒れ」と史料に見える者は、多くの場合行倒れ人である。仮に未だ息があるとしても死に直結している状態の人々を指している。触では「旅人病人」(生)と「相果」「行倒れ」「異死」「死」に大別されている。本稿ではこのような区別を行って幕藩法令を検討する。

なお、紀州藩領とは、元和五年(一六一九)に徳川頼宣に与えられた所領五万五千石を指し、紀伊徳川家が代々この所領を継承した。五万五千石の内訳は紀州三七万五千石と勢州一八万石である。紀州の領地には、附家老安藤家田辺領三万石余、附家老新宮領三万石余が含まれ、勢州領は松坂領八万石、田丸領五万石、白子領五万石で構

成されていた。勢州の紀伊徳川家領は「勢州三領」と呼ばれ、松坂城代が統括していた。⁽⁵⁾

一 幕府法元禄元年「旅人病人宿送り禁止令」の受容

(1) 幕府法

元禄元年(一六八八)に、大目付・道中奉行の高木伊勢守の名で、幕府は次の触を出した。

〔史料1〕元禄元年一〇月九日道中奉行廻状 〈『徳川禁令考』前集三五二三〉 ※読点引用者

覚

① 一生類あわれみの儀付、前方被仰出候御書付之趣、其砌道中筋申触候、(中略)

② 一頃日、道中にて旅人或ハ物参相煩、旅行難成旨申者有之候得ハ宿送りニ致候由、たとひ其身望候共、向後此

方江一往届無之送り申間敷、

③ 一旅人之病人有之候ハ、随分入念薬等用させ、其者之国所親類縁者、委細早々我等方江宿次にて可致注進、

其上にて此方より可致差図候、若差図無之内、病气得快気、独旅行罷成程候ハ、心次第何方江成共遣可申候、左候ハ、其所罷在候刻、其者致証文、親類縁者国所を書付させ、早速宿次にて可申越事、

④ 一自然差図無之内、右病人相果候ハ、御代官所ハ手代、私領ハ其所之役人を招、問屋年寄立合、死体相改、其上にて埋置、雑物等書付、(中略)此方江被相達候様可仕事、

(中略)

右之通、堅相守可申候、(中略)

元禄元年辰十月九日

伊 勢 在判

第一条目(中略部)では「生類あわれみ」の点から、病牛馬を捨てることが禁止されている。そして第二条目で、「旅人の病人」宿送り禁止、第三条目で「充分な薬用等の手当」、国元親類縁者への通知、第四条目で病人死亡の場合の措置が規定されている。二、四条目は明らかに旅人病人御取り扱いに関する指示である。

第二条目が注目されるが、この条文からは、これまでも病期等の理由で宿送りされることがあったという実態(慣習)、および傍線部のように道中奉行への届出なしに宿送りすることの禁止が読み取れる(届けの上で可という結果もあり得ると読める)。つまりこの触自身は宿送りを全面的に禁止したものではない。この点に注意しておきたい。

第三条目では「入念」服薬等が強調され、その後の領主間も含む諸対応が規定されている。この「入念」服薬等の対処の背景に、生類令が敷衍され、「生類憐れみ」の思想が反映していることは容易に理解できる。とは言え、無届け宿送りによる病者救護の放棄(捨)と同じではない)を管理、監督しようとしているのであって、これは捨牛馬禁止と同じであろうか。貞享四年(一六八七)の生類令(『江戸町触集成』二五四五)では「人宿」「牛馬宿」と併記されているが、旅人病人は人宿と関係がない。

病牛馬と旅人病人は存命という点で共通しているものの、旅人病人について本触では三カ条にわたり救済方法が規定されており、同床異夢ならぬ、同触異趣である。道中という場における移動者救済の制度整備と、移動「人」管理の関心から発された側面を見落とすことはできない。「捨」の観念だけで分析するのは危険である。

柴田氏は右元禄令の宿送りは、各藩に影響し、藩により異なった対応があったと指摘し(加賀藩では加療の上、宿送り可。紀州藩は宿送り禁止)、幕府の一方的直線の方針貫徹を留保するが、その面よりも、無届け宿送りが禁止されたのであるから、両藩の対応はいずれもが幕令と相反するものではないことに留意すべきであろう。

何よりも、病人保護、救済および死去対応の基本体制が触れられたことにこそ注目すべきではなからうか。重要

な基本制度(骨格)の成立を幕府が主導したといってもよいかと思われる。人々の移動が活発化する中で、幕府が旅人病人対応を集約したという方が適切かも知れない。この体制は定着し、幕末まで続く。

ところで、元禄令は東海道宿向けの触であり、これが五街道に適用されることは理解されるところでも、そもそも該当する街道のない藩領がこれの影響をどう受けるのか、具体的な分析が必要である。そこで、紀州藩の場合についてその影響を具体的に検討しよう。

(2) 紀州藩(「紀伊徳川家」領)の受容過程

現在、元禄元年幕令が紀州藩に受け容れられ、領内に伝達される過程を示す史料は、自治体史等を博搜した結果、次の七つの史料群(書写、書写編纂等)があった。

- a 本藩領日高郡 触書(日高郡)、『和歌山県誌』上、六八五頁
- b 同領同郡志賀組(現由良町)、楠山家「御用留」。『由良町誌 史(資料編)』六八〇～六頁
- c 同領牟婁郡奥熊野、「郡方手鑑」二四(奥熊野)、『南紀徳川史』第十冊、五七四・五頁⁶⁾
- d 安藤家田辺領、『田辺万代記』第一卷、二九七頁。『田辺町大帳』二、七四頁
- e 水野家新宮領、「新宮藩御壁書写」、『和歌山県史 近世史料一』八六九頁
- f 久野家領伊勢田丸領、「万歳留」①、『玉城町史』近世史料集第二卷、九頁⁷⁾
- g 久野家領伊勢田丸領、「万歳留」八之卷、『玉城町史』近世史料集第三卷、五四六～八頁⁸⁾

(1) 柴田氏の解釈

柴田氏はdとaをとりあげて紀州藩の動向を分析しているので、まずこれを提示する⁹⁾。

〔史料2〕元禄二年五月一日道中奉行高木伊勢守書付 〈d『田辺万代記』〉 ※読点柴田

一道中にて拙者支配之所々にてハ、病人有之候ても一円相送不申候、何国之旅人ニても煩出候節ハ其所にて遂養生、病人快気、独旅行可成程ニ候へハ、病人方の証文取置、病人之心次第所を為致發足候、其節人を付為送候義ハ不仕候、

一病人有之候へハ随分致療養、五日十日之内ハ見合、夫過候へハ旅人之国所諸親類承書付、其所の宿次を以拙者方へ申越候ニ付、病人之地頭或ハ支配へ相届、其親類共病人を迎ニ參、病氣輕重ニ仍て引取候様、只今迄仕来候、

右之通拙者支配所にて兼て申付置候、尤前方病人有之候へハ宿送ニ仕候へ共、前々も送り者有之、紛敷義とも有之ニ付、透と為送不申候、御家中御内意之御書附を見申、右之通ニ拙者支配所へ申付候大法為御心得書付進候、以上、

巳五月十一日

高木伊勢守

(安藤氏)

右之通和歌山にて御奉行所の御屋敷へ參候由、同月廿六日參、則廿七日申渡候、

〔史料3〕元禄二年六月二二日触書(日高郡) 〈a 『和歌山県誌』上〉 ※読点柴田、L印は引用者

一相煩候他国之旅人、他領より此方へ送り參候は、請取、養生為致可申候、送戻し申間敷候、尤其者諸親類之名慥に聞届、參候者之方より、何国之旅人煩候に付送參候と判形之一札取可申候、国元知れ不申候者にても請取候て、其趣之判形取可申候、

一送り參候者に可申間は、惣て旅人宿送りに不仕筈に候得共、送りにて候間受取申候、此方にて養生為致、国所へ戻し申にて可有之候由可申候、国所知れ不申者に候は、此方にて養生為致、気色能も無之候は、其品御役所へ相届申にて可有之と可申聞候、L右之通致挨拶候上にて、彼の病人此方へ渡不申、召れ可（通）帰と申候

は、此方より可申は、右に申通、請取申間敷と申儀にては曾て無之候、不渡申召れ被帰候段は心次第に候由申、右之品も手形取可申候、手形仕間敷と達て申候は、其通に致、送り参候者之名體に承、右の趣記置可申候、

元禄二年巳六月二十二日

柴田氏は、五月一日付の高木書付が和歌山城下安藤屋敷を經由して、同二六日に田辺城御用部屋に伝達され、同二七日に田辺の城下町々に触れられたことを示し、六月二日に史料3のような措置を決定したと述べている。この措置を示す史料3には、宿送り人を連れてきた遣いへの説明の仕方が丁寧に記されている。しかし、どの部分が高木書付に対応しているか明確でない。高木書付が六月二二日の措置に直結するの疑問なしとはいえない。両者の間に飛躍とズレがあるように思われる。

具体的に見ると、冒頭傍線部「道中にて拙者支配之所々にてハ」は判然としない。また「旅人病人之御触又参候二付：申渡候」〔『田辺町大帳』第二卷七四頁〕の「又」が何を指すのかについて触れていない（五月・六月の連続か、六月に他の触れがあったので「又」なのか）。さらに「御家中御内意之御書付」とは何であろうか。宿送りが禁止となったという結論部分は柴田氏の指摘通りであるが、元禄元年幕府触れが出されたあと、紀州藩での対応はどうであったのか、検討の余地があるように思われる。これらの説明がないので、幕府触れ・道中奉行書付・紀州藩触れの三者の連続性がわかりにくくなっている。

今日残存する関係史料(群)の中から、五月一日高木書付、六月二日藩触れ、その他に分けて記事を整理すると、高木書付はd f gに紹介されている。六月藩触れはb gに紹介され、bとf gには関連の記事も記載されている。

(2) 元禄二年五月一日、道中奉行高木伊勢守書付

そこで、情報量の多いfを基本史料として紹介し（gも一部参照）、元禄二年幕府法の受入れ、藩触れの領内伝達の過程を検討する。

まず、元禄二年五月の道中奉行高木書付は次のように田丸領内に伝達された。

〔史料4-1〕五月二日 覚（f）「万歳留」①、『玉城町史』 ※読点・傍線は引用者

一道中筋拙者支配之所々ニテハ、病人有之候ても一円送セ不申候、何国之旅人ニても煩出し候節ハ其所ニテ遂養生、病人致快気、独旅行可成程ニ候得ハ、病人方より証文取置、病人之心次第所を為致発足申候、其節人を付送らせ候義ハ不仕候、

一病人有之候得ハ随分致療養五日十日之内ハ見合、夫過候得ハ病人国所諸親類承り書付其所より宿次を以拙者方へ申越候付、病人之地頭或ハ支配へ相届ケ、其親類共病人を迎ニ参、病気軽重ニ依テ引取候様只今迄仕来り候、

右之通拙者支配所ニテハ兼而申付置候、尤前方病人有之候得ハ宿送りニ仕候得共、前ニも送り者有之、紛敷儀共有之候ニ付、透と為送不申候、御家老中御内意之御書付候て、見申、右之通拙者支配所へ申付大法、^④_{（脱略）}為御心得書付進候、已上、

五月十一日

高木伊勢守

前出d『田辺万代記』本との異同について見ると、傍線部①「道中筋拙者支配之所々ニテハ」は、dでは、「道中ニテ拙者支配之所々ニテハ」となっており、文意不明であったが、高木書付原文では「筋」であり、この表現であれば道中奉行支配の「所々」≡五街道という対象地が明確となる。また傍線部②はdでは脱落している。これも文意は通じてはいたが、「致」があった方が文意明確であり、高木書付原文では傍線部②のようであったと見られる。

傍線部③は、dでは「御家中」であり、いずれでも成り立つが、原文には「老」があつたと推測しておく。「御家中」であれば聞き合わせた者がより具体的となる。

一方傍線部④の「候」の有無は解説上の問題の可能性もあるが、ある方が正確な表現といえよう。dが高木書付の原文通りと見られる。

以上のように、二つの書写文から高木書付の原文を復原できる。とすれば書付の要点は、以下の通りとなる。

(i) 道中奉行支配の五街道宿々では病人宿送りをせず、病気となった場所で養生させる。

(ii) 五〜一〇日療養後、回復しない時は、病人「国所・諸親類」の書付を宿継ぎで道中奉行まで報告し、代官・領主を通じて親類に知らせ、迎えに越させる、と命じてある。

(iii) 以前、「紛敷儀」(宿送り名目での病人の放出)があつたので、一切禁止とした。

(iv) 紀伊徳川家の家老中から宿送りについて内々の聞き合わせ書付があつた。

(v) その書付に対し、藩領での心得として、五街道宿々への宿送り禁止措置Ⅱ「大法」書付を示す。

この道中奉行高木書付で示された二カ条は、前年一〇月に東海道宿々へ出された触を承けたものであり、紀州藩の照会以前にすでに東海道宿々だけでなく、五街道の宿々も適用対象であるとの認識が高木にはあることが注目される。前年の触では無届け宿送り禁止であつたが、この書付では「紛敷儀」の発生をふまえ、一円禁止となつている。高木の政策は五街道への拡大と深化が見られる。わずか半年の間であるが、取扱をめぐって論点が生じたため、方針を徹底させることとなつたのである。残念ながら変化をもたらした状況については不詳である。

さて、五街道以外の街道筋宿々に宿送り禁止は適用されるのか。街道筋・宿を領内に抱える諸藩では、幕法の病人宿送り禁止にどう対応するのが課題となつた。高木は、紀州藩からの聞き合わせに対し、街道筋宿々への二カ条は「大法」と称し、諸藩領の街道筋は高木の管轄外ゆえに「御心得」として宿送り禁止の主旨を示した。「大法」

と称したのは、その主旨が生類令によっており、将軍徳川綱吉の意向を反映しているからという認識によるものであろう。高木書付は事実上の幕法であった。

(3) 同年五月二二日〜二七日、田丸領内伝達

五月二一日付高木書付が和歌山の紀州藩家老に届けられ、家老衆の判断をへて、次の史料のように五月二二日奉行衆から松坂城代へ伝達された。なお、同時に和歌山城下の安藤家屋敷へも伝達された(前述)。

〔史料4-2〕五月二二日 奉行衆書付

〈同前〉

一筆令啓達候、然は他国之旅人御領分ニて煩候節養生致させ、其身国所へ参度ト願候者ハ御領分境迄送り出し、宿送ニて在所へ送り遣候得共、宿送りニハ不仕筈之由大坂町奉行所衆被申候由ニ付、於江戸高木伊勢守殿へ此方御家老衆を以御城付御聞合候得ハ、此別紙書之通伊勢守殿より書付御見セ候、就夫自今ハ他国旅人煩候節宿送りニ不仕、伊勢守殿御渡候書付之通り為致候様ニとの御事ニ御座候間、左様御心得三領役人衆へ御申渡可被成候、

一病人之領主へ届候儀ハ東国筋へハ江戸屋敷迄、京・大坂・大津ニ屋敷可有之衆中へハ片岡藤兵衛・猪飼忠右衛門方迄御申遣可被成候、

一其元ハ往還筋ニ候故他領より送り参り候者度々可有之候、御領分之者ハ勿論請取可申候得共、他領之者ニて先々へ送候様ニと申来候節ハ請取不申戻し申ニて可有之哉、此段ハ未相究候間、先今迄之通ニ可被成候、且又国所不分明者之儀も不相極候間、追而可申入候、恐惶謹言、

五月廿二日

(和歌山奉行衆)

玉川伊右衛門

玉井八太夫

(松坂城代)

小笠原与次(左衛門様)

彦坂儀左衛門

差出人の内、彦坂儀左衛門(広吉)は天和三年(一六八三)四月から奉行役であることが確認され、三名は次の史料にある「奉行衆」に該当する。宛名の小笠原与左衛門(義知)は勢州三領を統括する松坂城代である。¹⁰⁾

これによると、傍線部①の直前記載のように、他国病人旅人が希望した場合、領分境迄送り、宿送り(在所へ送っていたが、大坂町奉行所から「宿送り」禁止の旨の指摘を受けた。このため江戸で紀州藩家老衆(水野重上)が高木伊勢守に聞き合わせたところ、書付を見せられた。したがって、以後は高木から渡された書付の通り、「宿送り」はしないこととなった(傍線部②)。このように宿送りについての基本方針が確認され、二カ条の付記事項が松坂城代へ申し渡された。

第一条では、病人在所の領主が東国の場合は紀州藩江戸屋敷へ届け、京・大坂・大津に屋敷を持つ領主の場合は紀州藩の大坂屋敷留守居猪飼等へ届けること。¹¹⁾

第二条では勢州を特定して、「其元八往還筋」ゆえ、他領より「送り参り」(送出と請取)が頻繁であることを強調していることが先ず注目される。そして宿送り問題の内、請取については(領内出身病人の請取はもちろんであるが)、他領出身の者が宿送りを希望した場合、請取取らずに戻すのか、否か。この点は傍線部④のように「未相究候」とあり、また傍線部⑤のように、出身不明の場合の処置も未定であり、追って指示すると記されている。これが五月二二日の、藩から勢州三領への指示、高木書付の伝達であったが、この段階で確認されたのは送り出しについてであり、請け取りについては未確定であったことに注意しておく必要がある。

ついで、和歌山奉行衆からの指示、伝達は次のように田丸領六組の大庄屋達に伝達された。

〔史料4-13〕五月二十五日 松坂城代・田丸領代官の書付

〔同前〕※印は引用者

一筆申達候、然は他国旅人煩候節送り候儀、今度高木伊勢守殿へ御城附を以御聞合被成候品奉行中より申来候二付、則右書付并奉行中書状写、式通差越申候、此趣兼々為心得置可有之候、恐惶謹言、

五月廿五日

(松坂城代)

小笠原与左衛門

(田丸領代官)

岡見多郎右衛門様

尚々見納候方より早々戻可被申候、

┌

右之通与次左衛門殿より申来候間、伊勢守殿書付之写し、奉行衆より之状之写し、与左衛門より之状共差越候、見被申在々え此之趣可被申付候、已上、

五月廿七日

(田丸領代官)

岡野多郎左衛門

(田丸領大庄屋)

加藤甚左衛門殿、米山孫兵衛殿

三谷吉左衛門殿、帝釈可兵衛殿

(山神組大庄屋)

中村三左衛門殿、堤 作兵衛殿

前半部分(「印より前)が松坂城代小笠原与左衛門から田丸代官岡見多郎右衛門への通達文であり、後半部分が代官岡野氏から領内六組大庄屋宛の通達分である。ちなみに、大庄屋の内、中村が記録したのが当史料である。

五月二七日には、五・一高木書付、五・二奉行衆書状、五・二五松坂城代書状、合計三通が田丸領内村々へ伝達され、高木書付が領内に触示された。田辺領でも五月二七日に町在へ申し渡された(前述)。

何故紀州藩は道中奉行に「大法」を照会(聞合)することになったか。大坂町奉行所からの指摘があったことを述べたが、それは何故であろうか。この点は後で検討する。

(4) 同年六月二二日、追加措置(「又参候」触)

元禄二年巳六月二七日、田丸領代官が六組大庄屋へ通達した廻状は次の通りであった。

〔史料5〕元禄二年六月二七日廻状

〔史料4同前〕 ※読点引用者

(i) 一筆仕達候、然は他国之旅人煩候節之儀ニ付、此別紙之趣若山奉行衆より申来候間、写巻通差越申候、此趣ニ
弥御心得可被成候、

一其者之国所領主支配之名諸親類之名も不覚へ不申ト申候者ハ、公儀へ御届被成ニて有之候間、其品此方へ御
申聞可有之候、且又旅人煩候節送り候儀、今度高木家守殿へ御聞合被成候品、先頃岡見多郎左衛門方へいさ
い申越候間、御承知可有之候と存候、恐惶謹言、

六月廿五日

小笠原与左衛門

大草小五郎様

(ii) 覚

一相煩候他国之旅人他領より此方へ送参候ハ、請取養生為致可申候、送り戻し申間敷候、尤其者之国所領主支
配之名、其者之諸親類之名、慥ニ間届送り参り候者之方より何国之旅人煩候付、送り参り候ト判形之一札取
可申候、国所知レ不申者ニても請取候て其趣之判形一札取可申候、

一送り参り候者ニ可申聞ハ物而煩候旅人宿送りニ不仕筈ニ候得共、送り御越候間請取申候、此方ニて養生為致
国所へ戻可申ニて可有之由可申候、国所知れ不申者ニ候ハハ、此方ニて養生為致、気色能も無之候ハ、其
品御役所へ相届申ニて可有之ト可申聞候、

一右之通致挨拶候上ニて彼病人此方へ渡不申、召連可帰ト申候ハ、此方より可申ハ右ニ申候通請取申間敷ト
申儀ニてハ曾而無之候、然共渡不被申召連被帰候段御心次第ニ候由、右之品も手形取可申候、手形仕間敷ト
達而申候者其通ニいたし送り来り候者之名慥ニ承り、右之趣記置可被申候、

六月廿五日^(三)

(iii)如此松坂より申来候間、写し置可申坎、組々庄屋共へ能相心得させ可被申候、已上、

六月廿七日

大庄屋中

大草小五郎

この廻状の構成は、まず(ii)の「覚」は六月二日付けで作成された和歌山奉行衆の書付(表記は二五日となっているが二二日の誤写)、これを六月二五日付けで松坂城代小笠原氏が田丸領代官大草小五郎に伝達した。この書付が(i)である。代官は二人制であり、大草はもう一人の代官である。(iii)の部分には、(i)(ii)を代官大草が六組大庄屋へ伝達した旨が記されている。時間的には(ii)↓(i)↓(iii)の順序で作成され、山神組大庄屋中村家の書写記録として残った。

(ii)の覚三カ条の内容は要約すると次のようである。すなわち、他国出身の旅人病人が紀州藩領に送られてきた場合は送り戻さず、受け取り養生させる。「送参候者」に、「宿送りはしないが、「送り御越」しなので受け取り、養生させることを伝える。いずれも記録をとり、送り方の手形をとる。若し連れて帰るとなった場合、請取を拒否したのではない旨の相手方手形を取ること、もし相手が押印してくれない場合は、その経過を記録することなど、詳細な手続きが示されている。宿送りしない原則の明示、眼前の病人の養生、連れ帰りは請取拒否ではないこと、周知などの考え方が読み取れるが、五・一幕法の精神に違反しないよう、また疑いが生じないよう配慮していることがわかる。

この条文は、五月二二日の奉行衆書付(史料4-2)の方針未定課題(送り戻しの件、傍線部④)に対応するものである。この補足的追加措置条文のみが旅人病人対応法のごとく伝えられているが、本末が転倒した感は否めない。ついで、六月二五日付(i)を見るが、これより先に六月二二日付の和歌山奉行衆書付をみておこう。この書付は、

「旅人宿送料送等ニ不致筈之究り 延宝八年申五月より之留」と題する冊子(史料群g)に掲載され、その冊子が明和四年(一七六七)継ぎ送り公認の際に書写された記録の一部に含まれることとなった。

〔史料6〕元禄二年六月二二日 和歌山奉行衆書状 〔万歳留〕八之巻、『玉城町史』

一病人他領より送参候節之儀、委細別紙ニ書付進候間、此趣三領役人中え御申渡可被成候、

一其者之国所領主支配之名・諸親類之名も覚不申候と申者ハ、公儀え御届被成候て可有御座候間、其度々ニ此

方へ御申越可被成候、恐惶謹言、

六月廿二日

奉行三人

小笠原与左衛門様

和歌山の奉行衆から松坂城代小笠原に宛てた書状である。差出人「奉行三人」はおそらく前出の玉川伊右衛門・玉井八太夫・彦坂儀左衛門であろう。本文第一条目の「委細別紙ニ書付」は上述の史料5(…ii)の三カ条をさし、これを勢州三領に伝達することを求めている。また第二条目は「国所領主支配之名・諸親類之名」を覚えていない者については公儀へ届けるので、此方(和歌山奉行衆)に知らせるよう指示している。すなわち、五月二五日段階では方針未確定の二課題である、送り戻し問題と国所等不覚者取扱問題(史料4-2傍線部④⑤)への対処方法が六月二二日に二回にわけて示されたのである。

さて、史料5(…i)はこの奉行衆からの指示をふまえ、六月二五日に松坂城代が田丸領代官に別紙(三カ条)と国所等不覚者対応を伝達した。国所等不覚者対応は追記する形となっているのは、別紙(三カ条)が詳細であったこと、またその決定の後に国所等不覚者対応策が決められたことによると理解される。

さらに史料5(…iii)は、これらの内容を六月二七日、田丸領代官が領内大庄屋(六人)に伝達するよう指示したものである。

以上のような経過を経て、藩の旅人病人対策の方針は勢州田丸領に触れられ、伝えられた。

(5) その後の追加措置

六月二七日から二週間後の七月一日付で次のような廻状が出された。

〔史料7〕元禄二年七月一日 廻状

〈史料4同前〉

一筆申入候、旅人煩候節之品若山より申参候由にて、從松坂如此申来候、写置被申、村々庄屋肝煎共へ相心得居申候様ニ可被申聞候、

一旅人煩出仕候節、早速城主并領主・御代官下にて候ハハ、何れも之名ヲ聞届申様ニ可被申付候、已上、

七月十一日

大草小五郎

三谷吉右衛門殿 中村三左衛門殿

帝釈嘉兵衛殿 堤 作兵衛殿

米山孫兵衛殿 加藤甚左衛門殿

尚々早々廻し被申見、納候方より返し可被申候、

松坂城代から田丸領代官に、和歌山(奉行衆)から一つ書きの内容が伝達されたので、各大庄屋管轄下の庄屋に写置き、心得させよ、という主旨である。その伝達内容の眼目は、旅人病人が生じたら、「早速」(第一番に)に支配の「名ヲ聞届」けることにある。六月二二日の旅人病人対策では、送り戻しや国所等不覚者対応に集中し、最も肝心な領主・代官等支配の名を聞き出すことが曖昧になった嫌いがあったのであろう。この点を強調した指示が後追いでなされたものと推測される。

さらに同年一〇月に次のような触が出されている。

〔史料8〕同年一〇月 和歌山奉行衆「覚」(附紙)

① 一国所不分明病人有之節者、此方へ其品御申越可有之候、

② 一何国ニても諸親類慥ニ迎ニ参り候ハハ、領主支配へ之届ニ不及候、手形取置相渡申答、且又病人を往来之者
見合能存候ニ候とて早速病人之在所へ知せ、与風迎ニ参候時も手形取置渡申答、

③ 一早速可被快気病人ハ兼而見斗領主支配へ之届、先ツ延引可成程ハ領主支配へ届不申、あとにて国所へ帰り候
様、病氣重リ長引兎角近々可帰体ニ不見病人ハ無是非候故、領主支配へ届、迎ニ参候て遣し申積リニ候、病
人達者ニ成時分ニ可参ト申者有之節ハ、一札取遣し其旨又領主支配へ届申答、

④ 一病人領主支配へ附届致候節々飛脚之者入用并医師へ取セ候金子、且又病人扶持方賄之儀過料金之内にて出申
答、

この触は元禄二年段階の記録(史料群f)では年月不詳であるが、明和段階で代官から示された一冊「旅人宿送村
送等ニ不致答之宛り 延宝八年申五月より之留」(史料群g)に収録され、本文末に「右之通元禄二年巳十月、和歌
山奉行衆より申来、三領役人中へ与左衛門宅にて被申候」と記されている。この記載によれば上述の六、七月から
数カ月経った十月に和歌山奉行衆から触れ出されたという事情がわかる。ちなみに松坂城代小笠原与左衛門宅で披
露、伝達されたのであるから、この記録(冊子)作成者は田丸領代官と推測される。

その内容一条目は、五月二二日段階では宿題であった「一国所不分明病人」取扱について、六月二二日の結論部分
〔此方〕和歌山奉行への届けを要約している。第二条目は「諸親類慥ニ迎」に来る場合、相手領主への届けは不
用であること。病人の知り合いが「在所」(出身地)へ知らせ、(諸役所を経由せず)迎えが来た場合いずれも手形を
取り置くことと指示している。

第三条目では回復の兆しのある病人については相手領主への届けは留保し、長引く場合に届けること。回復期に

迎えに来る場合、その経過を相手領主へ届けることが示されている。第四条目では、相手領主への連絡に要する飛脚賃、医師費用、病人扶持方費用は「過料金」から出費するようにとの指示である。

第一条～第四条目は総じて、旅人病人対応の現場で起さる諸事情へのより具体的、より詳細な対応方法が示されている。六月の指示(原則)に加え、一〇月にはより実際的な措置(取扱細則)が示された。

このように紀州藩の方針は元禄二年の五月から一〇月に掛けて、実際的な細部の対応を押さえながら半年掛けて確立された。

次の史料は、紀州本藩領牟婁郡(奥熊野)尾鷲の大庄屋御用留に記された、宝永七年の幕府巡見使対応の便覧の一部である⁽¹²⁾

〔史料9〕宝永六年幕府巡見使対応覚

一 旅人煩出し候節之儀御尋被遊候ハ、旅人煩出し候節ハ医者を付介抱仕、若山へも注進仕、国所知れ申候得者付届ケ致し候と可申上候、

元禄二年に確立した方針が簡潔に述べられており、領内隔々に徹底された姿が窺える。

(6) 勢州と紀州の違い―小括―

以上勢州田丸領での旅人病人取扱対応(法制)を見てきたが、紀州各地の状況と比較しておきたい。

まず先に述べた六月二二日付の「覚」についてみておこう。これは史料群 a (史料3) b f (史料5(ii)) の形で今日に伝えられている。a・fを除き、各項(一つ書き)の冒頭の一行のみを紹介すれば以下の通りである。(読点は引用書のマ、)

〔史料10〕

b 本藩領日高郡志賀組(現由良町)、楠山家「御用留」

一相煩候他国之旅人他領分此方へ送参候ハハ請取養生致させ可申候送戻し申間敷候、…

一送参候者ニ可申間は、惣而旅人宿送ニ不仕筈ニ候へ共送り越候間請取申候、…

一右之通致挨拶候上ニ而彼病人此方へ渡不申召可帰と申候ハハ此方分可申候、…

c 本藩領牟婁郡奥熊野(木之本代官所支配)、「郡方手鑑」二二四

一他国より病人之旅人此方へ送り来り候者受取養生為致可申送り戻し申間敷候、…

一送り参候ものに可申間は総て煩人旅人宿送りに不致筈にて候へ共送り越に付受取申候、…

一右之通請取申間敷と申儀にては曾て無之候然共渡不申召連帰り可申段は心次第…

d 安藤家田辺領、『田辺万代記』第一卷

一相煩候他国之旅人他領分此方へ送参候ハ、請取養生致させ可申候、送戻申間敷候、…

一送参候者ニ可申間ハ、惣て煩候旅人宿送りニ不仕筈ニ候へとも送御越候間請取申候、…

一右之通致挨拶候上ニ而彼病人此方へ渡不申召可帰と申候ハ、此方分可申ハ…

e 水野家新宮領、「新宮藩御壁書写」

一相他国之旅人他領より此方へ送り参候ハ受取養生為致可申候、送り戻申間敷候、…

一送参候者可申間は、惣而煩候旅人宿送不仕筈候得共、送り御越候間受取申候、…

右之通致挨拶候上ニ而彼病人此方へ渡不申召連可帰と申候ハ、此方分可申ハ…

これらを比べてみると、cの冒頭・三条目頭には「相煩候」や「致挨拶」が脱落しているが、これは編纂書記事のためと見られる。a～fの内、変形のやや多いcを除けば、他の伝本は「にて」や「請」等の表記、「候」の有無などは異なっているが、これらの違いは原文が書写される過程で転形したものと推測される。

要するに、六月二二日「覚」は和歌山奉行衆から全領内に触れ伝えられたことが確認される。ちなみに、史料5(ii)の日付は六月二五日となっているが、これが誤写であることは間違いない¹³⁾。

ところで、勢州三領での伝達と紀州各地への伝達に差異はないであろうか。六月二二日の藩触れを田辺領に触れた際、田辺町役人の記録には「六月廿二日、旅人病人の御触状又参候ニ付丁々へ申候」(史料群 d 『田辺町大帳』二、七四頁)とあり、また新宮領に触れた際には、触れ末尾に(六月二九日付、新宮領地方奉行発)「旅人煩之義最前も申触候得共、此度又和歌山より被仰越」れたと記されている(史料群 e 「壁書写し」)。後者では、「最前」もあり「此度又」との表現からは、相互の関連等が能く理解されていない様子がうかがえる。触が伝達された二つの支配領単位では、無理解や若干の混乱があったのではなからうか。

日高郡(志賀組)に触れが伝達された際には、次のような追記を郡奉行が書き加えていた。

〔史料 11〕

〈志賀組楠山家「御用留」(史料群 b)〉

他国之旅人煩候者ヲ他領分送参候節之書付、別紙沓通指越候、御領分ニ而煩出し候者ハ最前之書付之通ニ候、此御書付ハ他国に而煩出し候者ヲ他領分送参候節之事ニ而候間、不紛様ニ可被申付候、以上、

すなわち、御領分(紀州藩領)で発病は「最前之書付之通」、この(六月二二日)書付は、他国で発病者を他領から紀州藩領へ「送参候節之事」であって、「不紛様ニ」と二回の区別を明確に指示している。この郡奉行の判断は要点を押さえているが、全体としてかなりの混乱していたのではないかと推測される。史料 10 a ~ f の関わる地域は紀伊国の範囲で、他の領主の領地と隣接していない(街道筋では直接つながっていない)。このような地域では、普通には緊張感、実感がないのは当然であろう。

ところで、そもそも五月一日の道中奉行高木からの書付が必要となったきっかけは、すでに述べたように、大坂町奉行衆からの(幕府方針と齟齬するという)指摘であった(史料 4-2)。何故、大坂からの指摘があったのであ

ろうか。

前述のように、和歌山奉行衆は松坂城代に対して「其元ハ往還筋ニ候故他領より送り参り候者度々可有之候」（史料4-2）と述べ、藩領の他地域比べ「送り参り」が頻繁であることを指摘している。紀州の伊勢街道は、和歌山城下と松坂を結ぶ紀ノ川沿いの街道を指すが、勢州では、津―松坂―伊勢山田、北からの街道（東海道にもつながる）を指し、この他松坂―伊勢山田には大坂から奈良を通り、長谷寺―宇陀―名張―伊賀神戸―松坂という初瀬街道も通じている。大坂と松坂を念頭に置くと、この初瀬街道における宿送りが問題となった可能性が高い。ちなみに紀州藩領（紀伊国）が、基幹街道筋で他領他国と接しているのは、まず和泉・紀伊を通る熊野街道、大和・紀伊を通る伊勢街道（後に大和街道）のみであり、他に河内・紀伊を通る高野街道がある。大坂町奉行所は摂津・河内を管轄し、和泉は管轄外である。高野街道の可能性は無いことはないが、松坂の位置を考えると上記の結論に到るであろう。紀州藩は大坂―松坂―伊勢をつなぐ街道を領内に含んでおり、隣宿への旅人病人継ぎ送りが生じていたと見られ、幕府規制の対象となる必然性を抱えていたと理解される。

大坂町奉行衆からの指摘は対領外問題であり、法制度が整えられたが、領内においても旅人病人を療養させる、送り出さないと大原則が確立された点も注目される。奥熊野（木之本代官所支配）地方支配で用いられた「郡方手鑑」には、六月二二日「覚」の後に（一体化して）次の文言が付け加えられている。

〔史料12〕

一 旅人煩候節は病人又は同行有之候は、其者共へ相尋、諸親類之名国所領主支配之名委細に書付為出、若山へ可相達事、

一 御領分之もの御領分にて煩出候節は其所聞、先々郡奉行迄書状遣し、親類または所の者迎に罷越候様可致、

平に病人送り申事不仕筈、

第一条・第二条は和歌山へ届け何う場合と、郡奉行・代官の範囲で処理する場合の区別が明記されているが、傍線部が最終の結論部分である。この二カ条には、田丸領で確認された半年間に追加して出された指示の、結論部分が簡潔に要約されているといえる。

紀州各地では、五月～一〇月にかけての半年間の和歌山奉行衆の触れが田丸領のように丁寧な逐条的に書き残されることはなかったが、奥熊野では、その要点は「手鑑」(マニュアル)化して伝えられた。それは緊張度がより弱くてすんだことの表れであろう。奥熊野ではこのような「手鑑」に痕跡が残ったが、他の郡、他の領でそれすら残っていない。これは全般的な史料記録の消滅によるものか、旅人病人問題の扱い(法制)に地域的な差があったことによるのか。なお疑問は残る。結論は留保し、今後の検討課題としたい。

最後に、高木書付以前の状況について一言触れておく。日高郡志賀組楠山家の「御用留」(史料群b)には貞享五年(一六八八)の次のような記事が掲載されている。

〔史料13〕

尾州之者御領分へ参相煩歩行不成候由申候ハハ、尾州ニ而ハ何郡何村之者ニ而候哉、其所之代官・郡奉行・大庄や之名承置候様ニ御申付可有候、已上、

貞享五年 九月廿九日

右別紙書付之通御奉行衆分御申越候間、各触下在々へ可被申付候、已上、

十月

戸塚右衛門作

三倉貞右衛門

尾州の旅人が紀州藩領内で病気となった場合¹⁾、尾州徳川藩の郡名・村名および支配代官や大庄屋等を聞き出すよう指示されている。これが交流のある尾張徳川家領の場合だけなのか、その他の場合も視野に入っているのか不詳

である。ともあれ、病人の場合に限定した触れが出されたのは、前年正月に出された生類令の影響であろう。¹⁵⁾

ただし、領外からの移動者について、その出身地を確かめることは普遍的な一般的であり、一般原則によって対応が行われたと理解される。ちなみに、尾張徳川家への連絡は京都屋敷を通じて行われたとみられる。

楠山家の「御用留」には、史料11に続いて次の「覚」が掲載されている。

〔史料14〕

他国之旅人煩候節は今迄之通養生致、其者之国所領主支配方之名諸親類之名慥ニ聞届、具ニ書付御出し可有之候、已上、

〔元禄元辰〕

五月廿二日

右之通御奉行衆々廻状ニ而申来候紙面之通委細相心得居候様ニ在々不残触知せ可被申候、已上、

五月廿二日

三倉貞右衛門

戸塚右衛門作

「元禄元辰」との記載は原文書にはなく、転写過程で後から書き込まれたもので、元禄二年と推定される。さて本文は、和歌山奉行が触れたもので、郡奉行二名から志賀組大庄屋(楠山家)に伝達されたが、他には見られない触である。とはいえ、この内容は田丸領で五月二二日に触られた内容(史料4-2傍線部④⑤)と整合的である。すなわち旅人病人を他領から送って来た場合、方針未定なので「先今迄之通ニ可被成候」とある。この「今迄通」は請取の可否であるが、今迄は受け取っていたのであるから、「今迄之通養生致」は必然的に伴っていたと理解される。和歌山奉行衆は同じ五月二二日に、田丸領とは異なった形(簡略な指示)を出していたこととなる。

これは重要な問題につながる。そもそも伊勢三領へは松坂城代に宛てた半年に及ぶ一連の措置、それに関する和歌山奉行所からの詳細な指示伝達は、紀州の藩領全体にも触れられたのであろうか。松坂城代宛の書付とは別途に、

事情に応じて紀州の領地には比較的簡略で結論的な書付だけが伝達されたのではないかという疑問が生じる。結論は留保せざるを得ないが、その可能性を指摘しておきたい。

また、紀州徳川家領(勢州を含む)では、高木書付以前から旅人病人を(法制として)「養生」することになっていた。これが貞享四年(一六八七)正月の生類令によるものか、それ以前の方針かについても今のところ確定できない。今後の検討課題とする。

二 幕府法明和四年「旅人手形、病人継ぎ送り令」の受容

(1) 幕府法と柴田説

明和四年(一七六七)一二月、幕府は旅人病人の取扱に変更を加えた。

〔史料15〕明和四年一二月 幕府触書

〔徳川禁令考〕前集三五三四

東海道中山道甲州道中日光道中奥州道中、右宿々旅籠屋ハ勿論、脇往還其外村々ニ而宿を取候旅人煩候ハ、其所之役人立合、医師を掛、療養を加置、其旨御領ハ御代官、私領ハ領主地頭江相届、五海^舟道ハ道中奉行江も宿送りを以致注進、右旅人早速快気無之趣に候ハ、其もの在所之村役人等江申遣、親類呼寄、対談之上可任存寄、若療養も不加、宿継村継杯ニ而送候儀頭ニおゐてハ、五海^舟道は旅籠屋問屋年寄、其余之村々ハ致宿候もの村役人共え急度御仕置可申付候、

一右之外、通り掛相煩候旅人も、其所之役人立合、医師を掛療養を加、勿論懐中ニ往来手形有之候哉相糺し、御領ハ御代官、私領ハ領主地頭江致注進、右病人早速快気無之趣ニ而、在所江帰度候得共、路用貯無之間、送届呉候様申候ハ、書付取之、(中略)所役人共得と遂相談、右病人願之趣認相添、次村江駕籠ニ而送、夫より

次之村ニ而も、宿人之様子次第服薬為致、同様取扱、在所江可返遣候、(中略)、

一途中ニ而相果候ハ、次村江不継送、支配之役所江致注進、其所ニ而仮埋置ニ致置、其者之在所親類村役人江掛合候上、其所ニ葬候共望ニ任へし、(中略)

右之通相心得、万一療養も不加、或ハ内々ニ而於継送ハ、是又急度御仕置可申付候、

(以下略)

正文では、宿で病気になったら、療養させ、出身地・国元へ連絡し、回復しない時は親類を呼び寄せるなど、従来の対処法を確認し、療養を加えない宿送り村送りを厳禁している。次の一つ書きで、「通り掛」の旅人病人の場合、やはり療養を加えた上で、快気せず、本人が「送届具」れと希望した場合、「次村江駕籠ニ而送り」、その次の村も同様にして在所へ送り返すことを認めた。ただし、病人の遺棄につながるような、継村において服薬を義務付けている。往来手形所持の確認も義務付けられている。二つ目の箇条には途中で死去した場合は継ぎ送らないと規定している。なお、継ぎ送り等の場合、「書付」作成が義務付けられていることも注目される。なお、費用負担については割愛する。

この触れでは、元禄二年令で確認された医師加療、在所連絡、療養なき宿村継送り厳禁を継承しつつも、往来手形確認、薬服用の村継ぎ送りが許可された。村継ぎ送りが許可されたことのみを以て、元禄二年令が全面否定されたということではない。

この法令の対象は五街道に限定されているが、広く適用される可能性を孕んでいた。言い換えれば、諸街道を抱える藩領ではこれをすぐそのまま受け容れることは命じられておらず、どう受け止め、対応するかについては諸藩に裁量幅があったということである。

柴田氏はこの明和令について次の諸点を強調する。すなわち、明和令で、①旅行難民の半強制的遺棄が禁止され、

②「脇往還其外之村々」へ拡大、③費用は宿割・村割と明記された。④この段階（一八世紀後半）庶民の旅がふえ、「現実的対応が不可避」となった。⑤往来手形は明和令で実現（一八世紀半ば頃原型成立）した。⑥「明和令が出され、宿継ぎ村継ぎ規定と往来手形携帯規定とが結合され、パスポート体制が成立する」¹⁶⁾。

江戸期の「パスポート体制」を承認すれば、明和令の規定が注目されるが、往来手形の有効性（ない場合の不利益の相対性）、往来手形の身分保護（逆の排除性）は明和令の意図するところか、そもそも元禄二年令から旅人病人の保護は図られていたのではないかなど検討すべき課題があるようにも思われ、氏の体制論への評価は留保しておきたい。ここでは、元禄令につづいて、幕令が藩法に及ぼした影響を、紀州藩の場合について具体的に見ておくことにする。

（2）紀州藩における明和四年幕令の受容

（1）勢州三領 明和八年の動き

明和四年（一七六七）一二月の幕令に関わる動きは、次に述べるように明和八年と一二年後の安永八年（一七七九）であった。この事実を知ることができるのは、元禄二年と同様、勢州田丸領に残された記録「万歳留」の記事によつてである。¹⁷⁾

まず明和八年の田丸領代官の廻状を見よう。

〔史料16〕明和八年田丸領代官廻状

〔万歳留〕八之卷二七〕 ※読点引用者

（i）

得能仁左衛門方より別帳并古屋十郎太夫方より之書状共指越候、右は急々白子へ廻し可申と存候間、留控相濟候ハハ早々返可被申候、以上、

六月廿一日

大庄屋中

(田丸領代官)

山田文左衛門

右之通被仰聞候付、別紙両通・別帳共写指進申候、已上、

六月廿二日

(田丸領大庄屋)

加藤 中村 向井 堀本 古沢

(田丸領大庄屋)

三谷吉左衛門

(ii)

旅人病氣ニ付宿送村送等之儀付、廻状之通得能仁左衛門方より申来候付、右一通・別帳一冊共致順達候、尤承知之返書(名)ニテ相済申候、別帳御見納より御返し可被成候、已上、

六月廿日

(田丸代官)

山田文左衛門様

(松坂代官)

古屋十郎太夫

(白子代官)

小関新左衛門様

尚々早々御廻し被成候様ニと存候、已上、

(iii)

旅人病氣付宿送村送等之儀付、前々より三領相通用之品見合、申品有之付申越候処、先達而御申出候趣ニ候得ハ、元禄二巳年三領へ相通用之趣今以在中ニも心得居候事候へハ、弥其通相守候様、猶往還筋村々役人共へ別帳写之趣御申付候様可相通旨、蜂谷七左衛門方被申聞候付、右帳面壺冊指越申候、已上、

六月廿日

(松坂代官)

古屋十郎太夫様

(勢州奉行)

得能仁左衛門

(田丸代官)

山田文左衛門様

尚々、本文旅人病氣ニ付旅行難致候得ハ、地頭或支配え相届候元極之趣ニ候得ハ、右体病人有之候ハハ随分養生致遣、若病氣大切成様子にて下にて取扱難成候得ハ、極之通地頭支配え相届候儀、早速断出候様、此段(附)も可相通旨、七左衛門方被申聞候付申越候、且又本文・帳面御順達候ハハ追て御戻可被成候、以上、

(iv)

(表紙)上書 旅人宿送村送等ニ不致管之究り、延宝八年申五月より之留(以下本文略)

(i)～(iii)は明和八年六月に発給された文書の写しであるが、④は明和八年に回覧された冊子の記事で、冊子の内容は元禄二年の文書を書写したものである(すでに前章で検討した)。表紙文言のみ掲載した。

(i)～(iii)は発給された日付・人名からみると、(iii)↓(ii)↓(i)の順番に通達された。したがって(iii)からその内容を見てゆく。(ii)は勢州役(勢州奉行)である得能仁左衛門が三領代官に宛てた書状である。なお、勢州奉行は松坂城代の下で三領の政務に従事した役人である。¹⁹⁾

さて、(iii)の「旅人病氣付宿送村送等」の触れの本文は、傍線部④の元禄二年方針を「其通相守」、ということである。関連措置として、⑤「往還筋村々」役人へ⑥別帳(IV)の写(元禄二年の複数の指示文書の写)を示すようにと松坂城代が命じたので、勢州三領の代官に帳面一冊(傍線部⑦⑥)を回覧させる。

何故このような再確認の措置が執られたのであろうか。本文の前半は、省略形で記されているためわかりにくい。が、つぎのような事情が読み取れる。すなわち、旅人病人宿送禁止の件は、勢州三領で共通の対応をする「品」慣例があり、この慣例を「見合」わせ(＝考慮して)、元禄二年の宿送り禁止を緩和する対応(＝「申品」を三領全体へ「申越」(＝提案)したが、「先達面」＝少し前に「往還筋村々役人共」からの(宿送り禁止の緩和を求める)「御申出」については、元禄二年の方針は傍線部③「今以在中ニも心得居候事」ゆえ、変更できないので、従来の方針を

遵守するように、ということであろう。

ここでは「街道筋」地域の要求と「在中」の状況にずれが生じていることが推測される。明和八年（一七七二）四月にはおかげ参りが流行しており、「万歳留」にも「此節町在より伊勢参宮人多有之」と記されている²⁰。街道筋ではこの参宮に伴って旅人病人が急増したであろう。尚書において、松坂城代は傍線部^⑧のような重病人対応は、病人支配の地頭へ届け出るように指示をしている。このように旅人病人対応が、宿や村方の加重負担となっていることが窺われる。

ちなみに、蜂谷七左衛門は松坂城代であるが、従来方針の遵守と、現実にかけている問題への対処（届け出）も付け加えたのである。この従来方針の堅持が和歌山奉行の指示か、勢州を預かる松坂城代の独自判断か。いずれかに断定する直接的な史料の根拠は見当たらないが、和歌山奉行衆の文言もなく、勢州三領での相談と理解しておく。

この方針は、元禄二年方針再確認であるので、それを記した冊子が（ii）のように、三代官の間で田丸領代官から白子領代官へ回付されるとともに、（iii）のように田丸領では筆頭大庄屋に伝達された。

以上のように、明和八年には、お陰参りの急増で、旅人病人に関する対処の方針がそのまま立ち行かない状況になっていた。

(2) 勢州三領、安永八年の転回

安永八年（一七七九）勢州三領に伝達された触れは次のようであった。

〔史料17〕安永八年 勢州奉行三領へ通達

〔「万歳留」十之巻七〕 ※読点引用者

(i)

旅人道中にて相煩候節、駕籠にて宿送ニ致候儀ニ付、前々御触之趣并此度被仰出候御触書之趣、両役中より申

来候付、別紙写二通指越申候、書面之趣末々迄入念可被申付候、以上、

十一月十七日

桑原林右衛門

六組大庄屋中

尚々、両役中より之端書之趣被相心得、早々可被申通候、

(ii)

旅人相煩駕籠にて送せ候儀等二付、明和四亥年從公儀別紙之通御触有之候二付、於若山表も此節御仲間被相通、在中え心得させ被置候事之間、此表にても各へ通之儀宜取斗候様奉行中より申来候付、別紙写二通指越申候間、右触有之候趣夫々え御心得させ候儀、宜御取計候様二と存候、

明和八卯年旅人宿送村送等之儀付、御城代中より被申通候儀二付、其節三領へ相通候事之処、明和四亥年從公儀御触之趣前段之通申来候付てハ、三領町・在可申通旨大崎三左衛門方より分て被申通候間、此段も夫々御心得させ候様二と存候、以上、

十一月十六日

小出平九郎

三領宛

尚々、本文病人宿送之儀、何時送可參も難計儀、其上右通之儀談筋二付少々延引二相成候付、旁早々順達御取計有之様二と存候、以上、

(iii)

(明和四年幕令、省略)

(ii)は勢州役(勢州奉行)小出平九郎(22)から勢州三領代官宛に出した書状である。前段の焦点は旅人病人を駕籠で継ぎ送りすることである。和歌山表(藩府)では明和四年幕令を受け容れ、領内へ通達する。奉行衆から勢州三領でも

通達するようにとの趣旨である。

後段は、去る明和八年に松坂城代から従来通りとの方針を確認し、三領に徹底したが(前述)、(それとは内容の齟齬する)幕令を触れ示すこととなったので、(松坂城代)大崎三左衛門ハは「町・在」いずれにも触れ示すように「分て被申通」(Ⅱ強調)された。この点に留意するようという内容である。

尚書には、「病人宿送之儀、何時送可参も難計」く、また「右通之儀、談筋二付少々延引二相成」ったので、至急回達せよと追記されている。継ぎ送り希望者が潜在している事情があり、対応が急迫していることが窺われる。また「談筋」の「延引」とは何をさすか。これは、明和四年幕令を受け容れ、方針転換するか否かについて、藩府「御仲間」(奉行衆カ)でかなりの議論があり、決定に長時間が掛かったことを意味している。それら故に伝達時間の短縮が強く指示されていることが注目される。藩府の中では守旧派と開明派というような意見の対立があったのであろう。

(i)は(ii)をうけて、田丸領代官が大庄屋へ通達するように指示しているが、明和四年幕令を触れること、および明和八年の城代通達の配慮(街道筋・在方の区別無く、三領内全てにとという配慮)に留意することが求められている。「別紙写二一通」は勢州役小出の書状(ii)と明和四年幕令(iii)である。尚書の「端書之趣被相心得」というのは、(ii)の「端書」(尚書)の事情により、至急にとという意味である。

ところで、幕令の受け容れ、旅人病人の駕籠継ぎ送り方針を「町・在」に等しく触れることが強調されている。この背景には明和八年の継ぎ送り禁止再確認の際に見られた、「街道筋」と「在中」の意向の違いがあると見られる。方針転換の願望は勢州三領の街道筋で強かったことが窺われる。方針転換は「若山表」「此表」(勢州)一斉であり、勢州が先行したわけではなかったが、藩府「御仲間衆」の議論に何らかの影響があった可能性はある。

八年前、明和八年四月～五月に、抜け参宮が急増したが、これにもなっておきる事態を取り締まる触がいくつ

か出されている。例えば五月七日には「村々馬持ち候ものハ往来稼二罷出」「駄賃等過分ニ取不申」ように、「駕籠稼二罷出候者共も駕籠賃多分取候者も有之」「不心得」とある。五月一三日には「伊勢参宮人多有之ニ付、往来筋諸品格別高直二いたし高利を貪候者」があるが「高利を取」らないようにせよ。⁽²³⁾ 街道筋住民で通行稼ぎ、諸商売の者が潤っていることがわかる。その稼ぎ・商売は旅人が一人でも多く動く方が都合よい。

このような全体の動きの中で、病人とはいえ滞留することは利益に合わないであろう。病人を街道筋で養生させ、世話することは大きな負担となり、一刻も早く継ぎ送りすることを求めていると理解される。一方「在中」では、街道筋は賃稼ぎで余裕がない中で病人継ぎ送りとなれば、その人足負担は周辺在中へ転化され、農繁期の痛手は大きい。継ぎ送りなしに街道筋で養生することに異論はない。このような利害の相反が生じていた。

また領主側の統治上の判断も絡んだと見られる。また「旅人之内ニかどわかし候儀」(人さらい)も紛れており、「旅人共ハ無滞往来いたし候」ようにせよと命じている。また藩府からの五月付け触では(近村百姓が通り筋へ出て旅人を村々に強引に泊まらせることがあるので)、「往来筋之外村々ニて旅人引留、宿致候儀」が禁止されている。すなわち周辺村々も稼ぎの機会増、収入増が見られるが、旅人の滞留は深刻な犯罪にもつながっており、病人名目の旅人滞留も領主の排除課題となっていた。明和八年は爆発的なお陰参りがあり、安永八年ではより少ない人数であろうが、藩府・勢州役人間では急ぎ解決を図らねばならない状況にあったと理解される。

(3) 紀州における安永八年の対応

明和四年の幕法は、安永八年一月一五日頃(一六日少し前)「若山表」および「此表」(勢州)で触れ出された。本藩領では一〇日後に次のような関連措置追加の触⁽²⁴⁾が通達された。

〔史料18〕安永八年の通達

〈尾鷲組大庄屋「御用留」〉 ※読点引用者

旅人相煩候節取扱振之義ニ付、別紙之通明和四亥年

公儀被 仰出有之由候間、右別紙之通相心得させ候様支配下村々江可申聞旨、夫ニ付右相煩候旅人在所江帰度候へ共、路用貯無之、送り届呉候様相願候節、右之段若山表江相達候而、彼是間取致難儀候品も可有之候間、右ハ其組之大庄屋共承届候上取計候様、是又可申付置旨添奉行中廻状ニ而申来候間、右之趣村々へ相通可被申付候、依之別紙壹通差越候、已上、

十一月廿七日

(郡奉行九)

浅井四郎右衛門

大庄屋中宛

明和四亥年

(以下幕令省略)

勢州田丸領へ伝達された触では、幕令の通知に加え、勢州での事情説明が加えられていたが、添奉行(奉行の助役)が廻状で通知してきた内容が加えられている。すなわち本藩領牟婁郡では、傍線部①のように村継ぎ送りの許可を和歌山藩府へ達していたら時間が掛かるので、②のように大庄屋判断で許可し、実行することが明記されている。この他に本藩領で、安永八年一月に明和四年幕令を通知したことを直接に示す史料は残されていない。田辺領では『田辺町大帳 目次集』安永八年の箇所に「旅人病気取扱御触」という見出しがあり、原本には明和幕令が記されている。幕令が触れられたと推測される²⁵。しかし尾鷲と同種の触れ前書はなかった。

(4) 小括

領内全体については次の史料²⁶を見ておこう。

〔史料19〕寛政九年 継送につき藩触

〔瀬戸家「御用鑑」33項〕 ※読点引用者

旅人相煩ひ、村又は宿送り等相願候節取扱之儀は、安永八亥十一月在々へ相触有之事に候、然処所に寄り而は右病人足痛之者療養も不加、其外送り出候村より出候送り状認振甚不行届村々も有之趣相聞へ、右は他領迄も其送り状を以宿送り等に致し候儀に付、他領へ対し御外聞にも拘り候事に付入念取扱可申義に候条、向後罷末の取計無之候様村々役人共へ可被相触候、別而他領境の村役人共へは、自今如何の送り状等にて送り来候はば、先他領へ不次、早速訴出候様可被申付置候、

巳正月

これは大庄屋記事を編纂した「御用鑑」に掲載された史料で、日高郡奉行から同郡七組大庄屋あてて出されたものであることが前後の記事から推定される。注目される点は、村送り宿送りの取扱は、「安永八亥十一月在々へ相触有之事に候」と明記されていることである。この「在々」は日高郡に限られることなく、紀州藩領全般を指す文言である。これによって明和四年幕令が安永八年に紀州藩領で触れ出され、五街道限定対象の法が紀州藩も対象とする法へと拡大した。

以上のように、紀州の藩領地において明和四年幕令が触れ出されたことが確定した。元禄二年の旅人病人取扱方針は、その一部、村継ぎ送りに関する部分が、禁止が許可の方向に変更された。

柴田氏は天明五年八月二九日付の村送り状を示して、明和四年幕令が取り入れられ、方針が変更された事実を指摘した。送り状の差出人は、安藤帯刀領分紀伊国牟婁郡田辺之庄田辺組西ノ谷村庄屋・年寄で、宛名は「諸御国宿々村々御役人衆中」である。本文冒頭には「豊後国竹田領大野郡堺地村台七と申者、当月廿一日当村往還端二病氣付罷有候二付」とあり、「何とぞ村送ニて早々国元へ帰り申候様願」ったので、当地(田辺領)役所の許可を得て、往来一札を写しとり、村方を出発させた。路銭をもたなかったので「御心付」も遣わしたと記されている。柴田氏はこの送り状を田辺領における送り状の「初見」とし、この頃「村送が開始された」。紀州藩では天明三年泉州からの村

送があり、「紀州藩の村送り禁止は有名無実」化したことを指摘している。²⁷ この結論は正しいが、法的な方針転換は安永八年である。

おわりに―今後の課題

前出寛政九年の触では、送り出した村での加療がなく、「送り状」記載がずさんという事態が発生している。送ri 状記載は紀州藩の「御外聞にも拘」るから、粗末な扱いをしないこと、「如何の送り状」の場合、他領境の村役人は、他領へ継ぎ送らないよう藩は指示している。明和四年幕令を受け容れて、継ぎ送り体制を整備した安永八年から二〇年後には、旅人病人の取扱が崩れかかっていることが窺える。

本稿では①生類憐れみ観点から元禄元年の幕令が出され、翌年の道中奉行の個別指示によって、紀州藩では元禄二年に旅人病人の加療救済を目的として、継ぎ送りを禁止する体制が成立したこと、その動向のきっかけとなったのは大坂町奉行の指摘であり、勢州における旅人の大坂通行が関わっていたこと。②幕府が村送り禁止から駕籠村送りを許可した明和四年幕令へ方向転換したこと、勢州を中心に旅人が急増する状況下で、継ぎ送りを必要とする階層の要求が背景にあったことを明らかにした。いわば旅人村送・宿送問題に関しては、紀州藩の方針の先駆け、方針転換を求める先駆けは勢州（松坂周辺）にあったといえよう。

本稿では法制度にかぎり、紀州藩における旅人病人の救済体制を見てきた。今後、①村送りの村方事情、つまり他者・来訪者の忌避（疱瘡の伝染、労力負担、財政の負担等）、一方での受容（通行、旅宿による収入増）という観点から、村方の生活の状況に踏み込んだ分析が必要であろう。政策の相手となる地域は二種類の村があり、この観点から議論が構成される必要がある。²⁸

もう一点の大きな課題は、上述の基本動向を押さえた上で紀州藩の「行倒死人」対応の変化、動向を検討することである。死に至る貧困や深刻な病氣、同行者家族(妻子)の没落などを注視した行き倒れ研究が必要と考えるにいたった。

最後に、柴田氏は明和四年令に継ぎ送り許可という逆転現象が生じ、「パスポート体制」が完成すると主張されている。事実このように「パスポート体制」は純化し、体制は確立したが、これは救済対象の急増などの状況変化に伴う変容と理解されないであろうか。今後の検討課題としたい。⁽²⁹⁾

注

- (1) 拙著『城下町世界の生活史―没落と再生の視点から―』、清文堂出版、二〇一四年。
- (2) 内藤二郎「幕藩期庶民旅行とその保護施設」(『日本歴史』第一七五号、一九六二年)。
- (3) 柴田純「行旅難渋者救済システムについて―法的整備を中心にして―」(『史窓』五八、二〇〇二年)、「近世のパスポート体制―紀州田辺領を中心に―」(『史窓』六二、二〇〇四年)、「江戸のパスポート―旅の不安はどう解消されたのか―」(吉川弘文館、歴史ライブラリー、二〇一六年)。
- (4) 二〇一八年三月一七日藤本代表科研(名称は末に追記)成果報告会報告 茂木陽一「近世三重県域における棄児と行き倒れ人保護」。
- (5) 『三重県史 通史編近世1』、平成二九年(二〇一七)三月、二〇六―九頁。
- (6) 大恵公(徳川宗直)正徳六年五月一日―宝暦七年七月二日(一七一六―五七)時代に編纂された手鑑(記録)。
- (7) 「万歳留」は同領山神組大庄屋中村家の記録を幕末期に当主二代(一代大蔵・二代勝右衛門)が書写、編纂した一大記録である。原本(玉城町教育委員会所蔵コピー)を確認し、一部の誤読を正した。
- (8) かなりの部分は史料群fを書写し、冊子にまとめたもの。ただし完全に同一ではない。

- (9) 柴田二〇〇四年論文では『田辺町大帳』の記事引用に続いて、出典が明示されずに引用され(一一頁)、誤解が生じる表記となっている。
- (10) それぞれ、「紀州家中系譜并親類書書上」(和歌山県立文書館所蔵、以下「家譜」と略)二一五二二、二九二七による。
- (11) 猪飼忠右衛門正則は元禄二年当時、大坂御屋敷留守居であった(「家譜」六七九)。
- (12) 宝永六年霜月「采春御国廻り衆御越二付書状控 尾鷲組」、尾鷲組大庄屋文書三六八
- (13) bでは「元禄元辰 六月廿二日」となっている。当触は元禄二年で間違いなく、「元禄元辰」部分は誤記である。ある段階で後筆された誤記が、複数の転写過程で地の文章と同じ扱いとなったと見られる。
- (14) 元禄一七年・宝永八年・正徳三年(一七〇四・一一・一二)に和歌和歌山下に滞留し、野非人として改めを受けた尾州出身者が四人いる。熊野参詣路を東から西へ紀伊半島をめぐっている可能性がある(注(1)拙著五三頁表1)。
- (15) 楠山家「御用留」に記された生類令は『江戸町触集成』二五四五と同じである。この公儀触に続いて日高郡奉行三倉貞右衛門・中瀬古左衛門から郡内大庄屋へ「在々不残触知候様ニと御奉行衆御申渡し候、并在々寺社方へも相通し可申旨寺社奉行衆分申来候間、左様可被相心得候、已上、」と生類令が紀州藩奉行衆から村々へ周知された。
- (16) 前掲注(3)柴田二〇〇二論文五五頁、および著書五六頁。
- (17) 『玉城町史』近世史料集第三卷所収、「八之卷廿七」五四五〜八頁、「十之卷七」六八六〜七頁。
- (18) 「家譜」九三四六。明和六年一〇月〜同八年七月「勢州役」。
- (19) 『三重県史 通史編近世1』二〇七頁。
- (20) 「万歳留」⑦四四・四五、『玉城町史』近世史料集第三卷所収、四三九・四〇頁。
- (21) 『玉城町史』近世史料集第三卷四五〇頁に和歌山御用役中↓蜂谷↓洪谷(勢州奉行)の文書があり、城代と推定される。
- (22) 「家譜」五三〇九によると四代目忠明は安永八年五月から天明元年十一月まで勢州役、松坂町奉行兼であった。

(23) 『玉城町史』 近世史料集三、四三九～四〇頁。

(24) 「安永八年 御用留 土井嘉八」(尾鷲組大庄屋文書五一〇)。

(25) 『田辺町大帳』は、安永八年分(卷三三)原本が刊行されず、脱落している。原本『田辺町大帳』三十三(鬮鶏神社所蔵)を見ると、安永八年十一月一日の箇所に明和四年幕令全文が写され、「相触候間、可存其趣候」と記されている。なお、『万代記』に安永八年の該当記事はない。

(26) 日高郡大庄屋瀬戸家文書、『御坊市史 第三卷史料編Ⅰ』三七三頁。

(27) 柴田前掲注(3)二〇一六年著書 五五頁。

(28) 塚本明「江戸時代における貧しき旅人と地域社会」(二〇一〇年科研費成果報告書『江戸時代における参詣街道沿いの地域社会の構造』所収)参照。

(29) 往来手形万能世界が到来するが、村継ぎ送りという救済の一部が肥大化し、手形を所持しない者は対象外となる。救済システム全体はむしろやせ細り、救済対象が限定された。定住者保護主義に純化した、いびつな救済体制に見えるが、うがった見方であろうか。

追記

本稿をなすに当たり、鬮鶏神社(田辺市)、三重県玉城町教育委員会で原本および複写史料を閲覧することができた。関係各位に厚く御礼申し上げます。

本稿は、基盤研究(B)代表藤本清二郎「行き倒れに関する国際的比較地域史研究―移動する弱者の社会的救済・行政的対応の分析―」(二〇一五～一七年、課題番号一五H〇三三四七)、および基盤研究(C)代表藤本清二郎「近世・近代の日本における「行き倒れ」とその救済の歴史的特質の究明」(二〇一八年)、課題番号一八K〇〇九四八)の研究成果の一部である。